

## 参議院農林水産委員会会議録第七号

(一五四)

第一百七十七回

平成二十三年五月二日(月曜日)

午後零時三十三分開会

委員の異動

四月十八日

辞任

金子

恵美君

徳永

エリ君

川合

孝典君

外山

斎君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

松浦

大悟君

青木

一彦君

丸川

珠代君

外山

斎君

江田

五月君

平野

道彦君

渡辺

孝男君

柴田

巧君

紙

智子君

長谷川

岳君

福岡

資磨君

鶴保

庸介君

長谷川

彰一君

和田

隆志君

吉田

公一君

筒井

信隆君

稻熊

利和君

大河原雅子君

野村

哲郎君

山田

俊男君

一川

保夫君

金子

恵美君

郡司

彰君

外山

斎君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

松浦

大悟君

青木

一彦君

丸川

珠代君

外山

斎君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野

達男君

江田

五月君

徳永

エリ君

金子

恵美君

川合

孝典君

平野



あります。

次に、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、東日本大震災の影響のため、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙を適正に行なうことが困難と認められる県及び市町村について、委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、海区漁業調整委員会の委員の選挙を適正に行なうことが困難と認められる県として農林水産大臣が指定する県の海区漁業調整委員会の委員の補欠選挙について、当該補欠選挙を行なうべき事由が委員の任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときには、当該補欠選挙は行わないこととしております。

第二に、農業委員会の委員の選挙を適正に行なうことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村の農業委員会の委員の任期満了による選挙の期日について、平成二十四年七月三十日までの間で農林水産大臣が指定する期日とし、当該委員の任期を当該期日の前日までとするとともに、当該期日の前日までに補欠選挙を行う事由が生じた場合であつても、当該補欠選挙は行わないこととしております。

第三に、選挙を適正に行なうことが困難と認められる選挙管理委員会においては、選挙人名簿の調製に関する期日等を当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(主演了君) 以上で両案の趣旨説明の聴

取は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○金子恵美君 民主党・新緑風会の金子恵美でございます。よろしくお願ひいたします。

復旧復興に向けての希望を持てずに苦しんでおられます。これまで我が国の第一次産業を支えてきた農業者、そして漁業者の皆様方も同じです。どうか被災者の人たちに希望の光を当てることができますように、一刻も早く支援対策を更にしっかりと進めていただきますようお願い申し上げます。

法案についての質問に入る前に、原発災害の補償についてお伺いします。

四月二十八日、原子力損害賠償紛争審査会が第一次指針を公表いたしました。残念なことはございますが、この第一次指針の中では風評被害は

今後検討すると整理されているだけでございました。私が懸念しておりますのは、この一次指針の中で今後検討するということだけで、ただでさえ遅れている補償が更に遅れるのではないかということです。

鹿野大臣、改めて風評被害の補償を早急に指針に盛り込むべきだと思います。一刻も早い補償の開始をお願いしたいと思います。大臣の御決意をどうぞよろしくお願ひいたします。

○國務大臣(鹿野道彦君) この度の原発事故におきまして、大変苦しんでおられる農業者、漁業者

の今の状況と、ふうなものからいたしまして、とにかく出荷停止、出荷自粛、そしてそれに伴つてこの原発事故と相当な因果関係があるものと、

このように認定される可能性の高い風評被害については、同様の扱いをしてもらいたいというよう

なことで強く私どもも働きかけをしてきたところ

でござりますが、残念ながらこの審査会の第一次指針には盛り込まれなかつたわけでありますけれども、いわゆる検討というふうなことのようでござりますので、私どもとしては、次の審査会におきまして、何としてもこの風評被害についても取

り上げられる、盛り込まれるようにこれからも強く求め、また働きかけをしてまいりたいと思いま

す。

○金子恵美君 是非よろしくお願ひいたします。

それでは、土地改良法特例法案について御質問をさせていただきますが、まず、この法案の対象となっております土地改良区の運営体制が現状ど

こまで回復されているのか、お伺いさせていただきます。

○大臣政務官(吉田公一君) 今回の震災におきまして、事務所等が被災した土地改良区は六県に及びまして、全体で六十三地区でございます。そのうち、施設の点検等を行いました結果、業務を執

行できるまで運営体制が回復したものは五十九地区ございます。事務所などが流失等いたしまして事務所機能を喪失し、業務が再開できないものは

四地区でございます。

また、福島原子力発電所の事故に伴います立入

り制限によりまして、その範囲の中にあります事務所が、八土地改良区のうち五地区が業務を執行

できぬ状況にござります。

○金子恵美君 今、多くのところは業務継続ある

いは再開というところまで行なっているというよう

な御報告ではあつたんですが、実際に、業務は継続あるいは再開ということになつていましても、

実際には事務所自体がもうなくなつてしまつてい

る、ほかの土地改良区の事務所のスペースをお借

りした形で再開しているというところも現状とし

てあります。そしてまた、その土地改良区の職員

自身が、皆様が避難所で生活をしており、そこか

らその事務所に通つてているというような状況もあ

るということをまずは確認をしておきたいと思っております。そしてまた、今やつてはいる業務の中では、

もちろん組合員の安否確認ということもあると伺っております。

そこで、土地改良区の運営支援についてお伺い

して、政府は既に瓦れき除去等に農業者を雇用するというようなことも進めておられますけれども、農業に懸ける意欲やこれまで積み上げられた農業の知見というものを維持する観点からも、こ

の間の農業者支援をどういうふうに、どんな形で進めていかれるお考えでしょうか、お伺いさせていただきたいと思います。

○副大臣(筒井信隆君) これに関してもほぼ二段階に分けて支援し、農家の皆さんとの所得確保を図つていただきたいというふうに考えております。

最初は瓦れき撤去、除塩も含めての作業、これらに農家の皆さんを作業に従事していただいて、それに対する対価を支払うという形でござります。

さらに、それらの作業が終わった段階でまだ経営再開が、耕作がまだできないという状況も考えられるわけでございまして、それが二段階目でございますが、経営再開支援事業というのをこの一次補正の中で今出しております。これに基づいて経営再開に至るまでのいろんな農業上の準備活動、あぜ道の整備とか、あるいはさらに水はけ等に関するいろんな作業、これらに従事していくことによってこの対価も支払うというのが二段階目でございまして、これらによって経営再開ができるまでの間の所得確保を図つていただきたい対応をしているところでござります。

○金子恵美君 農業の方々は農業をやりたい、漁業の方々は漁に行きたい、そんな思いもありますので、そういった観点からの支援もお願いします。

そして、私の地元の福島県では、農地が塙害を受けただけではなく放射能に汚染されています。放射能汚染によって米の作付け制限となりました。放射能で汚染された農地の復旧方法と知見はまだ不十分でございます。

今日は篠原副大臣はおいでではないんですが、篠原副大臣が四月二十一日にウクライナのキエフで開催されたチエルノブリ二十五周年祈念国際科学会議に出席されたと伺っております。その中の在り方について意見交換をされたというふうに聞いております。農水省としては、そこで得ら

れた知見を放射能汚染農地の復旧にどのように生かしていかれるのか、まずお伺いします。

そしてまた併せてお伺いしますが、放射能で汚染された地域で活躍されていた農業者、もちろん農業の大切な担い手であり、日本の宝でござります。

今後どのような形で支援をしていかれるのか。他地域への営農を含め、農業の方々が一日も早く農業を再開するための道筋というものを検討していくべきだと思います。大臣の方からお願いします。

ただきたいと思います。大臣の方からお願いします。

○委員長(主瀬了君) 鹿野農林水産大臣、簡潔に御答弁お願いいたします。

○國務大臣(鹿野道彦君) はい。

とにかく今回、農業者が一日も早く営農を再開するということが非常に大事でありまして、農林水産省といたしましても、この点を含めて、チエルノブリには篠原副大臣だけではなくしに職員も派遣をしてその後意見交換しながら、いろんな面で勉強し、参考になることは取り入れていきたいと、こんなようなことも含めて、当然のことながら、福島県にも職員を派出させまして、そして新しい技術の開発等々も含めて、何とか一刻も早く営農できるような形にする方策がないものかといふことのもう検討に入ったところでございまます。

さて、今、当委員会におきまして、我々の派遣委員によります調査の報告がありました。そこで、宮城県の東松島市の阿部市長さん、阿部市長さんは平成十五年に一度宮城沖地震を被災されてい

る、そしてまた今回の大地震を被災されたわけでありまして、二度の震災被災の経験の中でも大変示唆に富んだお話をいただいた次第であります。

その際、被災者が一番困っていることは、まず最初の三日間は安否だそうであります。それから、それは食の確保の問題、その次は避難所ではなくて仮設住宅も含めまして住まいの問題、その次はお金だたり、それから仕事のことであって、そして最後はこれからのこと、将来のこと、ビジョン、これをお考へになるということです。

ところで、大臣、たくさん的人がまだ行方不明であるということでありますから、安否の問題については、今は十分片付いているわけではなくて、大変

これも皆さんに御苦労を掛けている、不安を掛けている、悲しみを掛けているということは事実であります。しかし、食の問題は、大臣、農林水産省が相当一生懸命に頑張つてこられた、それからJAグループもそうでありますし、他の団体等も一生懸命にやつて相当の努力をしたというふうに思います。

しかし、それ以降が進んでいないわけであります。結局は、今私は、東日本の大震災と、それと

ざいます。

○金子恵美君 終わります。ありがとうございます。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。

本日は、東日本大震災等を中心にながら、どうぞ大臣の所見、お聞きしたいというふうに思いました。

まず、今回の大地震でお亡くなりになつた方、さらには大変、避難所も含めまして御苦労されておられる皆さんに対してお見舞いを申し上げる次第であります。

さて、今、当委員会におきまして、我々の派遣委員によります調査の報告がありました。そこで、宮城県の東松島市の阿部市長さん、阿部市長さんは平成十五年に一度宮城沖地震を被災されてい

る、そしてまた今回の大地震を被災されたわけでありまして、二度の震災被災の経験の中でも大変示唆に富んだお話をいただいた次第であります。

その際、被災者が一番困っていることは、まず最初の三日間は安否だそうであります。それから、それは食の確保の問題、その次は避難所ではなくて仮設住宅も含めまして住まいの問題、その次はお金だたり、それから仕事のことであって、そして最後はこれからのこと、将来のこと、ビジョン、これをお考へになるということです。

ところで、大臣、たくさんの人人がまだ行方不明であるということでありますから、安否の問題については、今は十分片付いているわけではなくて、大変

これも皆さんに御苦労を掛けている、不安を掛けている、悲しみを掛けているということは事実であります。しかし、食の問題は、大臣、農林水産省が相当一生懸命に頑張つてこられた、それからJAグループもそうでありますし、他の団体等も一生懸命にやつて相当の努力をしたというふうに思います。

しかし、それ以降が進んでいないわけであります。結局は、今私は、東日本の大震災と、それと

阪神大震災、この両方の比較の表を出しておりますけれども、被害の弔慰金の受付の開始ももうこんなに遅れている。ましてや、仮設住宅の完成の程度も大変遅れているわけであります。

東松島市では、最初の一週間目にともかく被災者に對して市の社会福祉協議会から十万円お出しするということをおやりになつたようであります。

巨大地震、それから大津波ということで、非常に広範な範囲で膨大な被害が発生したという状況でございます。そういった意味で、阪神・淡路大震災と比べましてもその被害の態様とか状況が非常に異なつておるというふうに認識しております。そこで、そういう意味で、政府の対応につきまして一概にどうのこうのと言うのはなかなか言いにくいのかなというふうに考えるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、ただいま委員御指摘ございましたような点を含めまして様々な御指摘いただいているところでございまして、私どもとしましては今後とも全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君 鹿野大臣、これは予算委員会でも相当議論があつて、大臣じつと聞いておられる様

子を、私も大臣を見ておりましたか、閣僚として、

また緊急災害対策本部の副本部長等をされて、一

体これどこに原因があるというふうにお考えです

か。もちろん、これからも早く一生懸命やらなきや

いかぬことはいっぱいあるんですよ。一体、大臣

のお考えをお聞きします。

○国務大臣(鹿野道彦君) どこに原因があるかと

いうようなこと等々につきましては、それぞれこ

の本部といたしまして、当然、今日までのいろんな御批判というものを真摯に受け止めていく、真

正面对してこの対策に取り組んでいくというよ

うなこと、そういうことを考えたときに、内閣が

一丸となつてこの対策に取り組んでいくといふこ

とがまず一番大事なことだと思っております。

そういう意味で、今までの遅れを取り戻すとい

うような決意の下に、内閣が心を一つにして、被

災地の方々のために、復興復旧のために頑張ると

いうこの決意が一番大切なことだと思っておりま

す。

○山田俊男君 東松島市の現地では、先ほども委

員派遣の中でお触れておりますが、ともかく

あそこは堤防が決壊したこともあります。そして、

津波が押し寄せた。いまだに一面の湖のように

なつてたところを、国交省の排水対策で何とか水が引いた。水が引いた途端に、ともかく瓦れき

がもう山のように水田を埋めているわけでありま

す。まず必要なのは、堤防の修復が必要ですね。

いう対策を何とか準備しなきやいかぬですね。

同時に、そうなつたところは、あとは瓦れきを撤

去する。そうした取組が必要になつていて、今度

の事業、土地改良の法改正の中で実施できます除

塩の事業、そういう手順になつていくわけですね。

農業者は、こう見ていまして、天気はいいです

よ、それからもう作物をそれぞれ植えなきやいか

ぬ、もう農作業をしなきやいかぬ時期であります

から、避難所にいともういらいらしておられるわ

けです。早く自分たちに手伝うことはないのか、

自分たちは瓦れきの除去について仕事ができない

のか、土地改良の事業ができないのかと、みんな

そう思つておられるわけであります。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今まで予算がないから手が着かなつたのか、

それとも、今度予算が付いたから補正予算決算まつ

たから何とかようやくできるということなのかも

うか。一体、この関係省庁の連携はちゃんとでき

ているんですかと、これを鹿野大臣にお聞きしま

す。

○國務大臣(鹿野道彦君) この協議会といふう

なものは、当然現地でござります。

○山田俊男君 大臣、要は現地で地域の実態に応

じて、今大臣おつしやつた関係部局が自分の縄張

その他関係なく、もうみんな地域の実態に応じて、

例えば東松島市は、大臣おつしやつたように、

まずは堤防だと、その次は排水だと、それから復

旧含めた瓦れきの撤去をどういう分担でやるか

と、それぞれが言つていちやもう何にもならない

わけですね。ですから、その協議会をしつかり動

かすということに全力を挙げてもらいたいと、こ

れはまず思います。

それから二つ目は、県、市町村との連携が大事

で、一体この計画は県、市町村が作るのかどうか。

これは一番新しい市町村が計画して、そしてその市

町村が具体的な事業の実施を分担すると。例えば、

同じ地域がありまして、排水といいましても、も

うちよつと、例えば東松島であれば、ずっと国道

に近い方に行けば、それはもうはや水のつき具

合も少ないわけですから、とすると、そこから順

番に復旧対策をやつてくる。瓦れきの撤去をやつ

てくるという作業手順もできるわけですね。ま

さに、地域においていた手順をつくって、その手順に

に、河川堤防や排水機場を一体的に復旧する必要があると、こういうふうな考え方にしておりま

す。ですが、市町村、県、それから今おつしやいま

し

た協議会との連携はしっかりとできているというふ

うに見ていいんですか。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今、山田委員から言わされたことは非常に大事なことでは後れを取つて、それが別々にというふうなことではありません。それ

が非常に重要なポイントであると、このようなこ

とが連携して対応すること、こういうふうなこと

が非常に重要なポイントであると、このようなこ

とが連携して対応すること、こういうふう

速やかに終了し、本事業に取り組める農地、それから、被害の程度が比較的軽微で、災害復旧事業を必要とせず、すぐに本事業に取り組める農地、これを対象としたとして、そこでこの農業の方々にいろいろ直接かかわっていただくと、こういうふうなことで予算も計上いたしているところでございまして、これからもこの復旧事業とうふうなものを、数年要するというところもあるいはあるというふうなことも考えながら、災害復旧事業の進捗状況というものを踏まえて、この被災農家経営再開支援事業というふうなものを持て対応してまいりたいと思っております。

○山田俊男君 今大臣の方から話がありました、除塩の事業も含めて、そして経営再開支援事業、この取組については複数年も含めて取り組めるんだよということをおつしやいましたが、まさに私も確認したかったんですけども、この補正で盛り込まれたこの事業でありますけれども、除塩の事業なんかも、一年だけで除塩ができるというわけではないんだと思うんですよ。これも実態にあって異なるんだというふうに思いますが、それでも、複数年掛けて除塩しなきゃいかぬという事態もあるというふうに思うんですね。とすると、そういう複数年のことを当然計画した事業なんですね。これ、確認したいんですけども。

○国務大臣(鹿野道彦君) 当然、一ヶ月や半年で終わるとは考えておりません。少なくともこの事業においてはある程度複数年というふうなものを想定して、そしてやっていかなきやならないと、こういうふうな考え方であります。

ですから、この支援事業というふうなものをこれからどうしていくかというふうなことも、これは当然のことながら、今後の事業の進捗状況といふうなものを踏まえて検討していくかなきやならない大切なことだと思います。

○山田俊男君 さて、先ほどのこれは委員派遣の報告と関連して、いたしましたそれぞれ土地改

良の事業の改善や、改善といいますか、負担が重くなるわけでありますから、その軽減の話さらには農業共済の組合の運営のことについても、それぞれ要望があつたわけであります。この除塩も含めました復旧事業を取り組みますというときに、土地改良事業を実際としては復旧事業を含めて新しくやることになるわけですね。そうすると、今までの優良な数年前に実施した土地改良の負担金をそのまま抱えながら、今度またこの復旧事業に伴います土地改良事業に取り組むということになると、金を重ねるようなことは到底できないぞということがあるわけであります。その関係は今度の補正予算についても当然配慮してあるということです。

○副大臣(筒井信隆君) 主食としての米の作付けをしたところが塩の関係で収穫が大きく低減したり、あるいは難しくなったりした場合には農業共済の対象になることは当然かと思います。しかし、農業共済は除塩作業のための作付けを予定しているものではありませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○山田俊男君 副大臣、わざわざこれは除塩のために作付けしましたなんということはおっしゃらないと思うんですね。ちゃんと一生涯に作付けしながら、ちゃんとした取組を、栽培の取組をやりながら、しかし、そのことがひいては除塩に結び付くと、結果としてね、ということを想定しながら、まあ痛いような気持ちで取り組むんでしょうね。どうしたことで区別付かないと思うんですよ。

それはもう、ちゃんと作付けするんだというふうで取り組むというふうに思いますので、そういう区別を置かないでちゃんとやれるようにしてもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○副大臣(筒井信隆君) 今の山田先生のおっしゃる意味は、主食米としての作付けをしたという場合には全て共済の対象にすべきである、塩の影響で収穫が大幅に減つたり、難しくなった場合に對象にすべきだという趣旨として理解をしますれば、先生のおっしゃるとおりでございます。

○山田俊男君 副大臣、塩トマトというのを私食べたことがあるんですが、塩分の多いところで作ったトマトなんですよ。これまた格別甘いんですよ。それで鉛柄でちゃんと売れるわけですから、場合によつたらいろんな方法がありますよ。是非いろんな知見、工夫が生かされるという取組をちゃんとやれば私はいいというふうに思っていますので、是非工夫してもらいたいというふうに思っています。

さて、この宮城県の南部の被災地域ですね、イカ。

チゴを中心にして大変若い農業者が立派な経営やっているんですよ。あそこは、一帯は、それこそ仙台、それから名取、それから亘理、岩沼もあります、山元、この一帯の地域はそれこそ東日本最大のイチゴ産地ですよ。立派な経営やっていたんです。若い皆さん、驚くくらい若いみんながやっております。そこがともかく被災で全部失いました。全部失った。

ところで、こうした若い皆さん、五十日たつて、今年のクリスマスにはイチゴを出荷したいと。そして、被災に遭わなかつた地域があるんです、ごく僅か、四ヘクタールぐらい残つているといふんです、圃場で。その四ヘクタールの圃場のイチゴの苗、これの、こうして芽が出てきますから、こう出てくるこの芽が、一つ一つがこの次の苗になつっていくわけですから、これを生かす取組を何とかしたいと、大事に育ててきたこの苗も大事にしていきたいと、こういうことであります。

こうした取組をやるために、それこそ言うまでもなく、今、水につかつた農地をすぐ使えるかというのはなかなか難しいかもしらぬ。とすると、今年は遊休地だつたり耕作放棄地があるとすれば、そこをどんなふうに活用できるか。それから、当然、ハウスが全部壊れましたから、ハウスの団地化含めてハウスの取組が必要、共同で使える作業場も必要、それから選果場も、JAの選果場も必要になつていくわけであります。

そうなると、ここをどうコーディネートするかという取組が何としても必要なんだから、これも先ほど言いましたように、普及所ももちろんです、農協もそうです、市町村もそう、県もそう、それから農林水産省のコーディネートできる担当者を配置して、全体で三百八十戸もいるんですから、若い青年が。そういう地域を支えて、クリスマスまでにイチゴを作ると、この希望をかなえさせるような取組を、私はモデル的でもいいからちゃんと実施していくことが必要になると思うんですが、この点について対策が今度の補正で準備



たたければどうふうに思っています。

七  
三

こういったことを今取り組んでおるわけでござりますが、更にどういった工夫ができるか、財政やまた政策金融、そして各金融機関の民間金融これらを政策総動員いたしまして対応していくたいと考えておりますので、また御提言ございましてたら是非いただければというふうに思います。

しかし、今まで検討している中ではまだ妙案が見付かっておらず、是非皆様方にもお恵をお貸しいただきたいと思いますが、この問題を国民の皆様方に御理解いただけるように解決していくためには、今までの債務を抱えていらっしゃった方が大変なことは皆様方多分国民の合意、同意が取れり付けられるものだと思いますが、さりとて、青い

○山田俊男君 今、るるお話をありましたが、

しかし、今まで検討している中ではまだ妙案が見付かっておらず、是非皆様方にもお知恵をお借りしたいただきたいと思いますが、この問題を国民の皆様方に御理解いただけるように解決していくためには、今までの債務を抱えていらっしゃった方が大変なことは皆様方多く国民の合意、同意が取り付けられるものだと思いますが、さりとて、債務があつた方となかった方についてどういうふうな仕切りを付けるかということも国民の皆様方に

なつてしまふんじやないのかと。そして、おつしやは  
いますよう、金融機能強化法の運用も含めて、  
金融機関による債務の免除も考え得るんだと、将  
来的にはねというふうにおつしやつてある。そんな  
な悠長なことでは、おつしやいます、政務官、ク  
リスマスにイチゴ食べられないですよ。それはね  
間に合わないんですよ。だから、ここはしつかり

しかし、今まで検討している中ではまだ妙案が見付かっておらず、是非皆様方にもお恵をお貸しいただきたいと思いますが、この問題を国民の皆様方に御理解いただけるように解決していくためには、今までの債務を抱えていらっしゃった方が大変なことは皆様方多分国民の合意、同意が取り付けられるものだと思いますが、さりとて、債務があつた方となかった方についてどういうふうな仕切りを付けるかということも国民の皆様方に御説明する必要がございますし、それから、これから先、次の事業をされるのか、もう事業はされないでほかのところに取り組まれるのか、そういったところによつて様々な二一才があるかといふうに思つておりますし、それらをどのようにして御支援申し上げるべきかというところに今頭を悩ませている次第でございます。

と既往の債務はもう免除するないしは、しかるべく仕組みをつくつてこれを買い上げるか、棚上げするか、それこそ塩漬けしてしまうという取組の中で新しいことをやりますよというふうにしなひ限りこの問題はすこなへんです。

しかし、今まで検討している中ではまだ妙案が見付かっておらず、是非皆様方にもお恵みをお貸しいただきたいと思いますが、この問題を国民の皆様方に御理解いただけるように解決していくためには、今までの債務を抱えていらっしゃった方が大変なことは皆様方多分国民の合意、同意が取り付けられるものだと思いますが、さりとて、債務があつた方となかった方についてどういうふうな仕切りを付けるかということも国民の皆様方に御説明する必要がございますし、それから、これから先、次の事業をされるのか、もう事業はされないでほんとのところに取り組まれるのか、そういったところによつて様々のニーズがあるかといふうふうに思つております。それらをどのように今頭を悩ませている次第でございます。

この点は、昨日の予算委員会で野村委員から、隣の野村委員から總理に対し大分激しいやり取りがありまして、總理は最終的には、債務を抱えている事業主が更に債務を積み増すという形でない救済策も検討していくみたいと答弁しているんですね。これ、金融庁の方へちゃんと下りてきていました。せんか。總理は往々にして、予算委員会や国会で答弁されているだけれども、それが下へ下りていらないという心配があるだけれども、これは下へ下りていませんですか、どうですか。

しかし、今まで検討している中ではまだ妙案が見付かっておらず、是非皆様方にもお惠をお貸しいただきたいと思いますが、この問題を国民の皆様方に御理解いただけるように解決していくためには、今までの債務を抱えていらっしゃった方が大変なことは皆様方多く国民の合意、同意が取り付けられるものだと思いますが、さりとて、債務があつた方となかった方についてどういうふうな仕切りを付けるかとともに国民の皆様方に御説明する必要がございますし、それから、これから先、次の事業をされるのか、もう事業はされないではかのところに取り組まれるのか、そういったところによつて様々のニーズがあるかといふうふうに思つておりますので、それらをどのように類型立てて御支援申し上げるべきかということに今頭を悩ませてゐる次第でございます。

○山田俊男君 この点も昨日の予算委員会で大部分の債務の猶予期間を設けて、そしてやつたな形での債務の猶予期間を設けて、そしてやつた後それを繰り返す形でござります。しかし、債務猶予期間過ぎたらもうみんな倒産ないしは撤退したんじゃないですか。そうでしょう。多くの企業がそうしたんですよ。

今この地域において債務の猶予期間を置いたたて、置いた後それは続かないもの。みんなこの時点でもう出ていつちやいますよ。苗持つてどこかへ行つちやいますよ。海渡るかもしれない。こんなことしていや駄目でしようが。

だから、今持つておられる債務も、それじゃ努力不足だったですか。そういうでしよう。

○大臣政務官(和田隆志君) 決して官邸の方から御意向が下りてきていなかつたことではなく、もう既にかなり前から、いわゆる二重口一通といふうに世の中では称しておるようございまが、この問題にどんな対応が可能かといふこと

しかし、今まで検討している中ではまだ妙案が見付かつておらず、是非皆様方にもお恵をお貸しいただきたいと思いますが、この問題を国民の皆様方に御理解いただけるように解決していくためには、今までの債務を抱えていらっしゃった方が大変なことは皆様方多分国民の合意、同意が取り付けられるものだと思いますが、さりとて、債務があつた方となかった方についてどういうふうに御説明する必要がございますし、それから、これから先、次の事業をされるのか、もう事業はされないではほかのところに取り組まれるのか、そういったところによつて様々のニーズがあるかといふうに思つております。それらをどのように御支援申し上げるべきかというところを類型立てて御頭を悩ませておられるべきかというところに今頭を悩ませておられる次第でございます。

○山田俊男君 この点も昨日の予算委員会で大部分激しいやり取りがありました。御案内のとおり、もう御存じだと思いますよ。阪神・淡路のときに中小の多くの企業に対してもつしやいましたよ。なぜなら、債務の猶予期間を設けて、そしてやつた形での債務の猶予期間を設けて、それをどのように償還するかというところに問題が生じました。しかし、債務猶予期間過ぎたらもうみんな倒産しないよと。だから、債務もそのまま残りますよ。それで置いた後それは続かないもの。みんなこの時点で、置いておいていつちやいますよ。苗持つてどこかへ行っちゃいますよ。海渡るかもしれない。こんなことしていちや駄目でしょうが。

だから、今持つておられる債務も、それじゃ努力不足だったですか。そういうであります。一生懸命やつてきて、自分の責任ですか。そういうであります、この大災害じゃないですか。大津波じゃないですか。防ぎようがなかつたですよ。ましてや、家族みんなそろつている方はいいんですよ。あそここの地域は千二百名亡くなつたんだよ、そ

なつてゐるようでありますけれども、しかしながら

なつているようでありますけれども、しかしまだ四百名と、我々が伺つたときにそうおつしやつていた。

なつているようでありますけれども、しかしながら四百名と、我々が伺つたときにそうおつしやつていた。

そんな事態の中で将来の将来像を描いてあげなきやいかぬ、ビジョンを示さなきやいかぬ。そのときに、一体、既往の債務があるじやないか、国民的な理解は得られないかもしまぬ、経営に就くのか就かないのか見通しが立たないじやないかと、いつて、霞が関にて、ここに永田町にいて話していたんじや駄目なんだと思うんだよ。やっぱり

そんな事態の中で将来像を描いてあげなきやいかぬ。そのときに、一体、既往の債務があるじやないか、国民的な理解は得られないかもしらぬ、経営に就くのか就かないのか見通しが立たないじやないかと、いつて、霞が関にて、ここに永田町にいて話していたんじや駄目なんだと思うんだよ。やっぱり現地に行つて、彼らにイチゴを作つてもらつたために何するんだと、そのためには必要な対策をやろうじゃないかと、そしてそのためには必要な特別立法を作ろうじやないかと、そのための枠組みつくろうじやないかと。十年でも二十年でも掛かつてもいいじゃないですか。それを管理して、そして運営していく仕組みつくれるはずですよ、今まで何四百名と、我々が伺つたときにそうおっしゃつていた。

四百名と、我々が伺ったときにそうおっしゃつてなつているようありますけれども、しかしまだいた。

そんな事態の中で将来の将来像を描いてあげなきやいかぬ、ビジョンを示さなきやいかぬ。そのときに、一体、既往の債務があるじやないか、国民的な理解は得られないかもしらぬ、経営に就くのか就かないのか見通しが立たないじやないかと、いって、霞が関にてここに永田町にて話していたんじや駄目なんだと思うんだよ。やっぱり現地に行って、彼らにイチゴを作つてもらうために何するんだと、そのために必要な対策をやろうじゃないかと、そしてそのためには特別立法を作ろうじやないかと、そのための枠組みつくるうじやないかと。十年でも二十年でも掛かってもいいじゃないですか。それを管理して、そして運営していく仕組みつくれるはずですよ、今まで何度も経験しているんだから。そういう特別立法が私は何としてでも必要だというふうに思いますが、大臣、もう大臣は予算委員会にも出ておられ、今の御議論もお聞きですか、一本河合公要か。

そんな事態の中で将来像を描いてあげなきやいかぬ、ビジョンを示さなきやいかぬ。そのときには、一体、既往の債務があるじやないか、国民的な理解は得られないかもしらぬ、経営に就くのか就かないのか見通しが立たないじやないかと、霞が関にて、ここに永田町にいて話していたんだ。既往の債務があるじやないか、国現地に行って、彼らにチゴを作つてもらうために何するんだと、そのため必要な対策をやるうじやないかと、そしてそのため必要な特別立法を作ろうじやないかと、そのための枠組みつくろうじやないかと。十年でも二十年でも掛かってもいいじやないですか。それを管理して、そして運営していく仕組みつくれるはずですよ、今まで何度も経験しているんだから。そういう特別立法が私は何としてでも必要だというふうに思いますから、どうぞそのことをやっていただきたい。

大臣、もう大臣は予算委員会にも出ておられて、今御議論もお聞きですから、一体何が必要か。まさに、大臣、モデル事業として新しい復興の絵をそこに見ようというふうにおつしやるのであれば、二重債務の問題についてきちっと整理していくと、そういうことを考えなきやいかぬわけで、断固それをやつていただきたいというふうにお願いしませんが、意見聞きます。

四百名と、我々が伺ったときにそうおっしゃっていた。そんな事態の中で将来像を描いてあげなきやいかぬ、ビジョンを示さなきやいかぬ。そのときに、一体、既往の債務があるじゃないか、国民的な理解は得られないかもしらぬ、経営に就くのか就かないのか見通しが立たないじゃないかといつて、霞が関にて、ここに永田町にて話していただんじや駄目なんだと思うんだよ。やっぱり現地に行つて、彼らにイチゴを作つてもらうために何するんだと、そのためには必要な対策をやるうじやないかと、そしてそのためには特別立法を行つて、彼らにイチゴを作つてもらうためうじやないかと。十年でも二十年でも掛かってもいいじゃないですか。それを管理して、そして運営していく仕組みつくれるはずですよ、今まで何度も経験しているんだから。そういう特別立法が私は何としてでも必要だというふうに思いますが、どうぞそのことをやつていただきたい。

四百名と、我々が伺ったときにそうおっしゃつてなつているようありますけれども、しかしまだいた。  
そんな事態の中で将来の将来像を描いてあげなきやいかぬ、ビジョンを示さなきやいかぬ。そのときには、一体、既往の債務があるじゃないか、国民的な理解は得られないかもしらぬ、経営に就くのか就かないのか見通しが立たないじやないかと、いつて、霞が関にて、ここに永田町にいて話していたんじや駄目なんだと思うんだよ。やっぱり現地に行って、彼らにイチゴを作つてもらうためには何するんだと、そのため必要な対策をやろうじゃないかと、そしてそのためには特別立法を作らうじやないかと、そのための枠組みつくろうじやないかと。十年でも二十年でも掛かつてもいいじやないですか。それを管理して、そして運営していく仕組みつくれるはずですよ、今まで何度も経験しているんだから。そういう特別立法が私は何としてでも必要だというふうに思いますから、どうぞそのことをやつていただきたい。

大臣、もう大臣は予算委員会にも出ておられて、今の御議論もお聞きですか、一体何が必要か。まさに、大臣、モデル事業として新しい復興の絵画をそこに見ようというふうにおっしゃるのであれば、二重債務の問題についてきちっと整理していくということを考えなきやいかぬわけで、断固それをやつていただきたいというふうにお願いしますが、意見聞きます。

○國務大臣(鹿野道彦君) 既往債務の負担軽減といふうなものにつきましては、今委員からのお話をとおりに、昨日の予算委員会におきまして総理大臣自らが検討していくと、こういうような発言もございました。そういう意味では、総合的に対応していくといふことが大事だと思っております。

もう一つは、この負担軽減というのと同時に、やはりその現地におけるところの農協等の金融機

とも大事なことだと思っておりますので、金融庁

とも大事なことだと思っておりますので、金融庁と、あるいは関係省庁とも連携を取つて今後対応していくかなきやならないと思っておるところです。

とも大事なことだと思っておりますので、金融庁と、あるいは関係省庁とも連携を取つて今後対応していくかなきやならないと思っておるところでございます。

○山田俊男君　まさに大臣がおっしゃるとおりなんですよ。この仕事どこの仕事なんだと、対策本部もいっぽいあるから、対策本部のうちのどこどことどこというふうに言つてはいるうちに何か月も掛かっちゃうみたいな話になりかねないわけだから、ここはおっしゃるように担当部署はもうはっきりしてはいるわけですよ。金融庁はどうしますが、農林水産省はどうしますか、それから経済産業省はどうしますか、財務省はどうしますかとしつかり決まっているところで体制を組んで、そして、農協だけの話じゃない、漁協だけの話じゃないね。信金も信組も銀行、地方銀行もみんな同じ課題抱えてい

○山田俊男君 まさに大臣がおっしゃるとおりなんですよ。この仕事どこの仕事なんだと、対策本部もいっぱいあるから、対策本部のうちのどこどこだというふうに言つてはいるうちに何か月も掛かっちゃうみたいな話になりかねないわけだから、ここはおっしゃるよう担当部署はもうはっきりしてはいるわけですよ。金融庁はどうしますか、農林水産省はどうしますか、それから経済産業省はどうしますか、財務省はどうしますかとしつかり決まっているところで体制を組んで、そして、農協だけの話じゃない、漁協だけの話じゃないね。信金も信組も銀行、地方銀行もみんな同じ問題抱えてるんですから、その地域の。だから、是非、連携をつくっていただきたいこの問題の解決に当たつていただきたいというふうに是非是非お願ひするところであります。

とも大事なことだと思っておりますので、金融庁と、あるいは関係省庁とも連携を取つて今後対応していくかなきやならないと思っておるところでござります。

○山田俊男君 まさに大臣がおっしゃるとおりなんですよ。この仕事どこの仕事なんだと、対策本部もいっぱいあるから、対策本部のうちのどことどこだというふうに言つておるうちに何か月も掛かっちゃうみたいな話になりかねないわけだから、ここはおっしゃるように担当部署はもうはっきりしておるわけですよ。金融庁はどうしますか、農林水産省はどうしますか、それから経済産業省はどうしますか、財務省はどうしますかとしつかり決まつていてるところで体制を組んで、そして、農協だけの話じゃない、漁協だけの話じゃないね。信金も信組も銀行、地方銀行もみんな同じ課題抱えているんですから、その地域の。だから、是非、その連携をつくっていただきたいと、いうふうに是非是非お願いするところであります。

もう一つ、のことと関連して、漁船の津波によります破壊の問題があります。これは、私のふるさとは富山県なんですが、その富山県からも何と八そうの船が氣仙沼へ行つて、気仙沼でそしてイワシの漁をやって、富山県の需要の三割は、イワシの三割はもう気仙沼から来ているということでありますから、海は一つですね。本当にそう思います。そして、あそこで、今休漁期ですから、その補修も含めて行つていて、そして修理していく被災してもうほとんど使い物にならないといふことのようです。

○山田俊男君　まさに大臣がおっしゃるとおりなんですよ。この仕事どこの仕事なんだと、対策本部もいっぽいあるから、対策本部のうちのどことどこだというふうに言つてはいるうちに何ヵ月も掛かっちゃうみたいな話になりかねないわけだから、ここはおっしゃるように担当部署はもうはっきりしてはいるわけですよ。金融庁はどうしますか、農林水産省はどうしますか、それから経済産業省はどうしますか、財務省はどうしますかとしつかり決まっているところで体制を組んで、そして、農協だけの話じゃなく、漁協だけの話じやないね。信金も信組も銀行、地方銀行もみんな同じ問題抱えているんですから、その地域の。だから、是非、その連携をつくっていただきたいこの問題の解決に当たつていただきたいというふうに是非是非お願ひするところであります。

もう一つ、のことと関連して、漁船の津波によります破壊の問題があります。これは、私のふるさとは富山県なんですが、その富山県からも何と八艘の船が氣仙沼へ行つて、氣仙沼でそしてイワシの漁をやつて、富山県の需要の三割は、イワシの三割はもう気仙沼から来ているということになりますから、海は一つですね。本当にそう思います。そして、あそこで、今休漁期ですから、それの補修も含めて行つて、そして修理していく被災してもうほとんど使い物にならないといふことのようです。

船一そく七億から八億掛かるんですが、漁具も入れたら、一億ないし二億、トータルでいうとやっぱり十億ぐらい掛かるんですね、一つの船ね。これ、それは大変ですよ。是非、これらの船の問題について、ちゃんと新しい船が造れると、それから大事なことだと思っておりますので、金融庁と、あるいは関係省庁とも連携を取つて今後対応していくかなきやならないと思っておるところでございます。

ら同時に、今までの船の、壊れた船の、ないしは始末してしまわざるを得ない船の負債をそのまま積み上げていたのでは、これはもう新しい船は造れませんから、是非この点についても対策を考えてほしいんですが、今回の補正予算の中でこの点の取組はどうなっていますか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 漁船の建造につきましては、激甚法に基づきまして五トン以下の漁船対策といましては漁協が行う、漁協が所有するということでござりますけれども、共同利用小型船の建造については国が三分の一、都道府県が三分の一の助成を行うというようなことあります。

そしてさらに、今回は激甚災害法のスキームでカバーされない被災地域の漁船や五トン以上の漁船につきましては、激甚災害法の措置並みとなる新たな支援策を盛り込んだところでございますので、基本的に今お話をありました気仙沼で被災した富山県の漁船も対象となると、こういうふうなことございます。

○山田俊男君 先ほど金子委員の方から、金子委員のふるさとで原発の大きな被害に遭つておられるわけで、本当にお見舞い申し上げるところがありますけれども、ともかく、原発問題で損害賠償紛争審査会、これ、風評被害の指針が出なかつたと、風評被害の補償に関する指針が先送りされたというのは大変残念なんです。

微妙な言いぶりになつてはいるんですけども、この問題を今後どう扱うのか、文科省から来ていただいておりますので、この扱いについて見解をお聞きします。しつかり答えてください。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

原子力損害賠償紛争査査会、四月二十八日に第一次指針を作成させていただきました。これは原

としておられますよ。それにやっぱり、大臣、こ

ういう農業をやろうか、水産業をやろうか、そしてまたどういう生き方をしようかと本当に深刻に考えておられますよ。それによつぱり、大臣、このから順次策定していくと。全部そろつて一回で出そうという考え方ではなくて、できるものからどんどん策定していくということをしておりまして。先日出されました第一次指針におきましては、このような考え方に基づきまして、政府の指示等がありました避難、農作物の出荷停止等々により生じました損害に関する賠償の考え方を明らかにしたところでございます。

委員御指摘のとおり、この第一次指針ではいわゆる風評被害は対象外となります。これは、審査会でも議論がございましたが、その被害が非常に広範囲な産業分野にわたつて、また被害の形態も多種多様であるということがあります。で、それらについて今回の原子力発電所の事故との相当因果関係について明らかにしていくというためには、被害の実態あるいは事故との関連性の程度、そういうものについて更に詳細に調査検討していく必要があるということで、今後の検討課題とはなつております。

しかしながら、こうした風評被害にかかる損害につきましても、この第一指針の中では今後検討する旨が明確に記述されております。今後、この風評被害に関しましてもできるだけ早く検討を進めまして、その結果を次の段階の指針に反映させてまいりたい、そういうふうに考えております。

○山田俊男君 今後の検討課題として明記されてしまふに、我々の米の生産もひっくり返るんだと不安であります。国がしっかりと、我が国の米はこんなふうに国が管理するよという仕組みの根幹を崩させちゃ駄目なんですよ。是非、そのことを。

それからもう一つは、これはもうどこに行つても言われる。震災対策があるから、大臣もまずこの復興対策が第一だと考えていて、TPPの問題は念頭にないというふうに大臣明言されてい

るんだけど、しかし、地方へ行くと、そうじやないといふふうにおっしゃるんだよ。地方に行くと、いや、何で新聞あんなふうに書かれるんだと、

何でなんふうに絆団連が、TPP促進だと、震災だからこそTPPだというふうに言うのかと、一体何だという議論ですよ。

大臣、こんなことを、ちゃんと、放置したまま将来像を描こうといつても駄目です。どうぞ、大臣、重大な決意を持って、本当の困難ですよ、この困難を我々は乗り切つていかなきやいかぬといふふうに思いますので、大臣の決意をお聞きします。

○委員長(主瀬了君) 鹿野農林水産大臣、簡潔にお答えください。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。

まず、土地改良法の特例に関する法律案につい

たえなきやいかぬというふうに思います。その復興計画、将来像を一体どんなふうにおまとめになるのか、関係方面の意見もちゃんと聞きながら絵を早く描いていかなきやいかぬというふうに思います。

なお、そのことと関連して、大臣、米の先物取

引の試験上場申請の問題が出ているわけです。何

か新聞の報道で見てびっくりしたんですけれど

も、今度の東穀の理事長、申請している東穀の理

事長は、震災による影響は軽微だと、試験上場は

必要だというふうな我田引水の何か会見が発表を

されて、もうびっくりしました。これ、東北の皆

さん、物すごく怒っていますよ。一体、こんな事

態にあるのに、我々の米の生産もひっくり

しんでいるときに、どこへ持つていいかとしてい

るんだという不安であります。国がしっかりと、我

が国はこんなふうに国が管理するよという仕

組みの根幹を崩させちゃ駄目なんですよ。是非、

そのことを。

それからもう一つは、これはもうどこに行つて

も言われる。震災対策があるから、大臣もまずこ

とおり、東京と関西の商品取引所から試験上場の

申請がありまして、三月二十五日に官報に公示を

いたしました。三ヶ月間を経て、その後一ヶ月以

内に決定をするということになつております。た

だし、その決定の際には、試験上場でございます

から、二つの要件、これ今時間がないというんで

省略いたしますが、二つの要件に該当しなければ

なつております。

さらに、今米の需給の方の話がありましたが、

今度の震災で十四万トン、生産数量目標の配分に

宮城県、福島県が応ずることができないといふ

こと、県内調整、県間調整をやってまいりました

が、その結果、十二万トンがそこで手当てが付く

ことになりました。一部、備蓄米が津波に被災し

た点もございますが、これら二つの点を併せても

米の需給関係に大きな支障は生じないというふう

に農水省としては考えております。

○山田俊男君 ありがとうございます。終わりま

す。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。

まず、土地改良法の特例に関する法律案につい

ます。

料基地として復興させるということにつきました

は、当然のことながら、地域の方々、都道府県なり

市町村なり関係の方々と、御意見を聞きながら絵

の組立てをしていかなきやならない。そういう意

味では、復興構想会議においても議論されている

ところでございますけれども、農林水産省の考え

方がそういう中で取り組まれるようこれからも

積極的に対応してまいりたいと思つております。

TTPに関しては、これは大きな変化があつたん

どです。我が国において大きな変化があつたわけ

です。我が国において大きな変化があつた限りは、まさ

しく今後TTPに参加するかしないかのことにつ

いても新たなる検討が必要であるものと思つております。

○山田俊男君 先物はいかがですか。

○副大臣(筒井信隆君) これは、先生おっしゃる

ところには、震災による影響は軽微だと、試験上場は

あつたんです。大きな変化があつた限りは、まさ

しく今後TTPに参加するかしないかのことにつ

いても新たなる

てでございますが、被災地では瓦れきを撤去しても農業困難な農地が発生をしております。今回の特例によりまして、除塙及び災害復旧の事業を行う場合には、申請によらずに土地改良施設の変更や区画整理等の事業を行うことができるということになります。こうした手続の簡素化によつていろいろな効果が期待されるわけありますけれども、農業の集約化についてはどうなのか、まず伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今回の大震災で被災した農家の方につきましては、その営農の規模なりあるいは形態なり被害の程度に応じまして、今後の営農をどうするかというふうなことについては様々な考え方があるものと思つております。

そういう中で、今後の地域農業というものをどういう方向に持つていくかというようなことにおきましては、当然規模拡大を志向する農家、あるいは縮小を考えるところの農家の意向といふものをどうまとめていくかというようなことが大事なことでありまして、話合いは当然行われていかなければならぬと思っております。

特に、地域によつては、除塙と単なる原形復旧のみを行うものではなく、農地の区画整理も併せて行いたいと、こういうようなことで農地の集約につなげていきたいという考え方もあることも承知をいたしております。

そういう意味で、今御審議をいただいております土地改良法の特例法案は、このよな地域のニーズというふうなものに応じまして、そして高い国庫負担というふうなもので事業が行われるというふうなことでござりますので、そういうものを踏まえて今後取り組んでいかなければならぬことだと思つております。

○横山信一君 分かりました。

次に、漁業についてお尋ねをしてまいりますが、最初に共同利用小型漁船建造事業のことについて伺います。

激甚法の共同利用漁船建造に対する補助は、無効力船又は総トン数五トン以下が対象になつておられます。このため、被災した漁船では五トンを超えるものについては漁船保険等制度資金を使って建造することができるわけですが、船齢が高い場合あるいは保険金だけでは建造費を賄うというのには不十分な場合があります。また、融資を受けるにも今の漁業経営が非常に厳しいという現実もあります。

そういう中で、特にこの東北地方、三陸から常磐にかけてのこの地域というのは、十九・九トン型のカツオ・マグロ漁船が多く、先ほど富山の漁船も来ているという話がありました。が、漁船が多く営漁している地域もあります。そういう意味では、この激甚法の対象漁船の拡大を望む声というのが多く聞かれます。

今回の被災に関しては、漁業団体からも、小型漁船のトン数要件の緩和の要請が来ております。この要件の見直しについて大臣に伺いたいんです。が、こういう機会だからというか、多くの漁船が失われたこういう機会だからこそ要件緩和に是非踏み込んでいただきたいと思うわけでありますけれども、御答弁をお願いいたします。

○副大臣(筒井信隆君) 先ほど大臣が答弁されました。が、激甚法の対象のもの五トン未満についての支援事業もある。それから、その激甚法の対象にならない、ならない五トン未満もありますし、なかなか五トン以上もあるわけございまして、この激甚法の対象にならないものについても、先ほど大臣が答弁されたようにきちんと今度の補正予算の中で対処をしているところでございます。

○横山信一君 新しいことは分かります。今回の補正の中に盛られている共同利用漁船等復旧支援対策事業のことです。そこは評価をしてい

るんありますけれども、これも漁業団体からも要望があつた部分についてしっかりとカバーをしていただいているということで、そこは分かつて

いるんですが、それはそれとして、激甚法の中の共同利用小型漁船建造事業のことです。これは、条件が整備されるまでの間、他県の漁協とかある

今、従来どおりであれば五トン以下に限られてしまいます。このため、被災した漁船では五トンを超えるものについては漁船保険等制度資金を使ってその際拡大をすべきではないかということですが、その点について再度伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生の御指摘につきましては、今後勉強させていただきたいと思っております。

今は漁業団体で雇用できるよう國があつせんしてくれば、この五トンを二十トン未満までにしまつた要望に對する見解を伺います。

そこで、こうした要望に對する見解を伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生からの御指摘の、漁業再開までの間、就業機会をどのように確保するかというふうなことは大変重要な課題であります。今回も補正予算では、漁業者の方々に漁業団体で雇用できるよう國があつせんしてくれば、この五トンを二十トン未満までにしまつた要望に對する見解を伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生からの御指摘の、漁業再開までの間、就業機会をどのように確保するかというふうなことは大変重要な課題であります。今回も補正予算では、漁業者の方々に漁業団体で雇用できるよう國があつせんしてくれば、この五トンを二十トン未満までにしまつた要望に對する見解を伺います。

そこで、こうした要望に對する見解を伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生からの御指摘の、漁業再開までの間、就業機会をどのように確保するかというふうなことは大変重要な課題であります。今回も補正予算では、漁業者の方々に漁業団体で雇用できるよう國があつせんしてくれば、この五トンを二十トン未満までにしまつた要望に對する見解を伺います。

そこで、こうした要望に對する見解を伺います。

と補償されるのか。あるいはまた、福島県・漁連の漁師たちは現在はもう今までの蓄えで生活しているわけです、生活の収入がないですから。生活補償は何もないわけでありまして、こうした補償の範囲、それからその内容はどうなるのか、伺います。

○國務大臣(鹿野道彦君)　この度の一次の審査会におきまして、この審査会の中におきましては、福島県の漁業について、政府によるところの航行危険区域の設定により操業を断念したことによる漁業者の減収や、政府によるところの出荷制限指示や県の漁連によるところの操業自歛要請にかかる漁業者の減収などについても賠償の対象となる損害と認められるとされたところでありまし

○横山信一君 補償されるということだということ  
うに確認をさせていただきます。

次に、漁船処理の問題について伺つてまいりますが、先日視察をさせていただいた女川町支所ですが、手付かずの状態であるために早急に対応してほしいと、こういう要請があつたわけあります。

漁師にとって漁業再開は切実な問題でありますけれども、漁業を再開するに当たつて、やはり上部分というものは目に見える形でどんどん処理がされていくわけです、まあ遅いとはいってもですね。ところが、海に関して、特に港湾、そして漁場、そしてさらには航路というものは目に見えない、その部分の処理がなかなか目に見えた形で進んでいきません。さらに、船舶の処理というのも、これが大きいということもあるんでしようけれども、目立ちますし、なかなか処理が進んでいるようには見受けられないわけです。

国交省と農水省でガイドラインを作成をされております、この船舶処理に関してですね。陸上に

打ち上げられた漁船はガイドラインに基づいて処理をしているわけですけれども、まずは陸上に打ち上げられた漁船というのは何隻あるか把握をされているかということをございます。漁船保険に加入されている分ということになるのかもしれませんけれども、お答えをいただきたいと思います。また、そのうち処理できているのは何隻分なのか、また、沈没船の引揚げについてはどうされるのか、併せて伺います。

○大臣政務官(吉田公一君) お答えいたします。  
ただいま先生がおっしゃったように、既に陸に上がった漁船でございますし、また沈没・座礁していると、その処理を早急に進めることは御指摘のとおりでございまして、漁船保険中央会によりますと、陸揚げ漁船が四十一隻でございます。座礁船が三十七隻、計七十八隻という状況でございまして、三十二隻の漁船については、移動や引揚げ作業がもう既に開始をされておりまして、引揚げが完了した漁船が現在十九隻となつております。それも早急に取り除きをしていく最中でございます。

○横山信一君 七十八隻と聞いて、そんなに少ないのかなというふうにやはり思うわけであります  
が、これはやはり漁船保険中央会の把握分ということになりますから、実際には漁船保険に加入していない漁船はかなりあるわけであります。

こうした漁船についてはどうなるかといふと、基本的には船主が自主的にやるということになるんですけど、その船主がいない場合もありますし、放置される場合もあるわけです。そうした場合は廃掃法に基づいて市町村が代行するということになるんでしょうけれども、七十八隻については見通しが立っているわけであります、残りの漁船というのは、かなりの数の漁船というものは、はつきり言つてまだ見通しは立たないというか市町村任せになつてていると言つてもいいかもしませ

うした被災漁船の処理というのは早くやつてしまわなきやいけないことなので、自治体に任せることではなくて、是非連携を深めて処理を急いでいたいわけありますので、是非連携を続けてやっていただきたい。自治体がやることだからということでも、そこでそのままにしておいてはこういうのは進まないわけですので、是非連携を続けてやつていただきたいということです。

また、こうした連携ということに関して言えば、今日の予算委員会でも質問があつたかもしませんが、漁港機能を回復するに当たっては、これはもう船舶だけを確保すればいいということではなくて、荷さばき所であり、あるいは冷凍冷蔵庫であり、製水施設であり、あるいは水産加工場と、こういったものが一体的に漁港に完備されていかなければ漁業の再開というのは難しいわけあります。そういう意味では、これ、あとは漁港閾連道ですね、道路も確保されなきやいけません。全て所管が異なるわけです。全て所管が異なるわけである、しかも漁港は県が管理することが多いわけでありますから、県か市町村です。

そういう意味では、全部違うという中につけて、農水省がどういうふうにこういつたところに、漁港機能を回復するためにかかわっていくのかということについて伺います。

○副大臣(筒井信隆君) 今先生がおっしゃつたように、漁港は規模等によって市町村が管理したり県が管理している。その管理者が原則としてそこの整備を行つ、漁場に関しては県が原則として行うという形になつておりますが、御存じのとおり、二十八日ですか、その代行に関する法律も成立了しましたので、国が県を代行する、あるいは県が市町村を代行する、そしてそれの必要な事業を行うということ也可能になつたわけでございまますから、各市町村あるいは県の実態に応じて代行制度も活用しながら統一的なことをやつしていくなければいけないというふうに思います。

同時に、もう一点の統一的、一体的な取組としては、これも先生がおっしゃいましたが、漁船だ

けではなくて製氷所や荷さばき所あるいは水産加工施設等の整備、これまさに一体として行わなければならぬこと。特に、私も現地を視察いたしましたが、漁船があれば直ちに漁に出られるかといふことは、まず製氷施設がなければ一切それは不可能であるとか、みんな関連するわけでございまして、それらの施設等も一体として復旧復興をしていかなければいけないというふうに考えております。

○横山信一君 漁場の瓦れき処理のことも伺つておきたいんですが、今言つた港湾とか航路については見えるわけであります。あるいは、漁港内についても実施主体が明らかなんですが、漁場にある瓦れきの撤去というのは誰が責任を持つて行うのかということであります。陸上の瓦れき処理は市町村、漁場の瓦れき処理ですね、これは誰が行うのかということをまずお答え願います。

あわせて、補正予算の中の漁場復旧対策支援事業、これ百二十三億円計上されておりますが、この中で、漁業者グループ等の瓦れきの撤去作業、私も質問で取り上げさせていただいて、これが盛り込まれているのは大変に感謝を申し上げたいんですが、漁業者による撤去作業を支援するということで、これは、これの事業実施主体はどこの国もきちんとそれに関与し対応していくといふことを併せて伺います。

○副大臣(筒井信隆君) 先ほどちょっとと申し上げましたが、漁場に関しては都道府県が事業主体になる、ただし、それについての国庫補助等は極めて高率なものに今度したわけでございますから、積している瓦れきの回収処理を行う前に、まず水探査機で海底調査を実施いたしました後に、農

○横山信一君 漁場復旧対策支援事業は。

○大臣政務官(吉田公一君) 委員がおっしゃいました漁場復旧対策支援事業、百二十三億円の予算を計上しております、まずは漁場に、漁港に堆積している瓦れきの回収処理を行う前に、まず水



除塙に必要な水の確保、排水施設の復旧というふうなことが大事なことであります。今御指摘をいたいたとおりでございます。

これらの対応につきましては、地域の意向といふものをよく直接お聞きをしながら、関係機関、県、市町村等、そして土地改良区というような関係者とも十分連携をしながら、計画的に復旧事業を進めていかなければならぬと思つております。

○柴田巧君 それでは、計画的に進めるということであれば、先ほどもちょっと申し上げましたが、そういうマスター・プランとか工程表とかってお作りになるつもりかどうか、また、作るとしたらどういう時期までにお示しになるというお考えでしようか。

雨どきの二次災害の防止に向けて、四機場十六台の排水ポンプのうち各機場一台ずつ、計四台について機能回復のための緊急応急工事を実施し、早くとも六月中に工事を完了する予定でござります。残る十二台の排水ポンプにつきましても、今回の中止を完了する予定でござります。

回の補正予算成立後速やかに応急復旧工事に着手し、地域の排水対策にできるだけの努力をしていただきたいと思つております。

○紙智子君 能力アップということも言わていらんですけれども、その辺も考慮されていますでしょうか。

○国務大臣(鹿野道彦君) そういうことで取り組んでいきたいと思います。

○紙智子君 それから、除塩作業を進めるためには上流で水を流すことができないということで、本当にいえば付けできるのに、そこをあえてやらざるに、その除塩作業を進めるために協力する地域があるんですね。

これもちよつと地図をもらつて見てきたんですけど、こちらが海なんですけど、この赤で囲つたところが津波をかぶつて塩害のところなんです。この青いところでくくつてあるのが、今耕作できる土地なんです。この黄色いところが、向こうではイエローブーンと言つているんですけど、要するに水流さないために作らない、自立的に自肅している地域なんです。そうすると、ここは收入がなくなつてしまふ、何とかならないかといふ話が出ていたんですけど、これに対する対応策、ないんでしょうか、やつていただきたいといふことなんですね。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、紙先生からの御指摘の点については、実際に見ていただきて御要請もいたいたしたことだと思います。

そういう意味で、私どもとしては、お尋ねのこの地域に対してどのような支援ができるかということについては、現地の農家や関係者の意見といふものを伺いながら、それを受けて対応を検討してまいりたいと思つております。

○紙智子君 私は、できたらこの対策の中で被災者があつたときに、要するに農業者が地域で行う復旧とか取組、土を作つたりとか、それが地域で行う復旧とか取組、土を作つたりとか、そういうふうに言つますよな、本当に若い人たちもいる中でもう一回やつぱりやりたいというふうに聞いてるんですけれど、これに含めていただる当たり三万五千円出るというのがあるというふうに聞いてるんですか、これに含めていただいたい随分かかるんじゃないかなというふうに思つたわけです。

○紙智子君 何かちよつと最初にお聞きしていたら、麦とか大豆作ればいいじゃないかと、麦とか大豆に切り替えたいいんだという話あつたんだけど、今まで水田を作つてきたところで、そう簡単にできるかどうかということがありますし、それで取れな場合とか、それから機械も違うわけですよね、水田と畑とは。ですから、そういつたことも考へると、いや、麦、大豆作ればいいという話はちよつとかどうかなどいうふうにも思いまして、できればかなどいうことを考えました。

それは地元の皆さんのお話を聞いてということなので、是非ちよつとそのことを踏まえて検討していただきたいということです。ちよつともう一言お願いします。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、先生からの地元のお考え方の方々のお話をございますけれども、なかなか困難な状況にあるものと思つております。しかししながら、私どもとすれば、まあお願いというふうな強い思いというふうなものにどうこなされたいかが、非常に農林水産省としても大事なことだと思っております。

○國務大臣(鹿野道彦君) このイチゴ農家の被災に遭われた方々は、もう一度、一刻も早く作りたと、先ほど山田委員からお話をありましたところ、クリスマスまでに間に合わせたいと。こういうふうな強い思いというふうなものにどうこなされたいかが、非常に農林水産省としても大事なことだと思っております。

○委員長(主演了君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、野村君から発言を求められておりますので、これを許します。野村哲郎君。

○野村哲郎君 私は、ただいま可決されました日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対し、民主党・新緑風会・自由民主党、公明党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(主演了君) 本件は、ただいま可決されました日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対する附帯決議案(案)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質の被害除去については、東京電力と国が責任をもつて対応する必要がある。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一 被災地域の復旧・復興に当たつては、我が国農林漁業における食料基地としての重要性に鑑み、復旧・復興へのマスター・プランと工程表を示し、スピード感をもつて対応すること。特に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業

作ってきたということで、やつぱりイチゴを作りたいというふうに言つますよな、本当に若い人たちもいる中でもう一回やつぱりやりたいということです。

これより両案について討論に入ります。——他に御意見もないようですから、討論は終局したるものと認めます。

まず、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(主演了君) 全会一致と認めます。よ

りました。

○委員長(主演了君) 本件は、ただいま可決されました日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○野村哲郎君 私は、ただいま可決されました日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

○委員長(主演了君) 本件は、ただいま可決されました日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対する附帯決議案(案)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁

村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い

復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題で

ある。また、東京電力福島第一原子力発電所事

故に係る放射性物質の被害除去については、東

京電力と国が責任をもつて対応する必要があ

る。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事

項の実現に努めるべきである。

一 被災地域の復旧・復興に当たつては、我が

国農林漁業における食料基地としての重要性

に鑑み、復旧・復興へのマスター・プランと工

程表を示し、スピード感をもつて対応するこ

と。特に、本法に基づく措置と他の復興再生

措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業

経営対策を講ずること。

二 除塙事業の円滑かつ効果的な実施を図ること  
め、除塙に関する技術の開発・普及に努める  
こと。また、今般の津波による海水の浸入の  
ために農用地が受けた塙害を除去するため  
行う除塙事業を土地改良事業とみなすことと  
している特例措置について、恒久措置とする

ことを検討する」と。さらに、その実施に當  
たつては、農業者の意欲に鑑み、地域の実態  
に応じた柔軟な事業開始が可能となるよう  
にする」と。

三 東日本大震災に対処するための農地・農業  
用施設の災害復旧事業については、数年にわ  
たる展開が必要な場合も予想されることか  
ら、国と地方公共団体が連携して、必要な予  
算等の措置を講ずるとともに、農業者の負担  
が生じないようにする」と。また、油、汚泥  
等の除去、車等のがれきの排除が早急に進む  
よう、関係省庁の枠を超えた一体的な取組を  
進めるとともに、事業実施に当たつては、被  
災者の雇用を優先すること。

四 土地改良事業の同意徵集手続の特例の運用  
については、地域の意向を十分に踏まえて行  
う」と。

五 除塙を始めとする農地・農業用施設の災害  
復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業  
者の生活・経営の再建に向けた支援策を講ず  
ること。

六 被災により償還が困難となつた土地改良事  
業負担金について、支払猶予、無利子化措置  
を講ずること。

七 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施  
設の適切な維持管理を図るため、組合員が被  
災したため経常賦課金の徴収が困難となつた  
土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機  
能に損傷を受けている土地改良区等に対して  
支援を行うこと。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま  
す。

○委員長(主瀬了君) ただいま野村君から提出さ  
れました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

○委員長(主瀬了君) 全会一致と認めます。よつ  
て、野村君提出の附帯決議案は全会一致をもつて  
本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鹿野農林水産大臣から  
発言を求められておりますので、この際、これを  
許します。鹿野農林水産大臣。

○國務大臣(鹿野道彦君) ただいまは法案を可決  
いたしました、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、  
東日本大震災による農林水産業及び農山漁村の状  
況を踏まえつつ、適切に対処してまいりたいと存  
じます。

○委員長(主瀬了君) 次に、東日本大震災に伴う  
海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙  
の臨時特別にに関する法律案に賛成の方の挙手を願  
います。

○委員長(主瀬了君) 次に、東日本大震災に伴う  
海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙  
の臨時特別にに関する法律案に賛成の方の挙手を願  
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(主瀬了君) 全会一致と認めます。よつ  
て、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ  
きものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、  
これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御  
異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(主瀬了君) 御異議ないと認め、やよい  
決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

〔参照〕

## 参議院農林水産委員長 主瀬了殿

# 東日本大震災による災害 対策等に関する要請書

平成23年4月26日

いしのまき農業協同組合  
代表理事組合長 斎藤 賢一

## 東日本大震災による災害対策等に関する要請書

3月11日に発生した大震災は、当JAにかつて経験したことのない甚大な被害をもたらし、農業においても、その被害は深刻な事態となっています。津波の影響により集落の消滅、農家の死亡・行方不明が多数にのぼり、生活拠点としての集落形成が危ぶまれるほか、就農者確保においても危惧される甚大な被害となっており、津波による農地への海水及び瓦礫の流入や園芸施設（ハウス等）の流出等により、當農手段を全て失った農家も多数に上り、極めて厳しい状況にあります。また、当JAにおいても、本店・支店・農業倉庫等に多数の被害を受けしており、JA機能が未だ発揮できない状況下にあります。つきましては、こうした実態を踏まえ、被災農家の復旧・救援対策、JA機能の回復に向け、下記事項の実現について、特段のご支援を賜りますよう要請いたします。

### 記

1. ライフライン関連について
 

電気・水道・電話等のライフラインについても徐々に復旧が進んでいるが、今後春作業が本格化することから、まだ復旧していない地区での復旧につき万全を期すこと。
2. 生産基盤の早期復旧について
  - (1) 津波で被災した農地の早期復旧について
 

津波被害を受けた農地は、瓦礫や泥、油で覆われ、また、家畜の死骸が放置されたままの農地もあり、このままでは作付不能農地が多く見込まれる状況下にある。生産基盤の確保に向け、早期の復旧に万全の措置を講ずること。
  - (2) 県内有数の施設園芸地域としての産地再生について
 

津波被害によりトマト・きゅうり等をはじめとした施設園芸地
3. 23年産米作付関連について
  - (1) 23年産米作付可能水田の早期確認と確保及び農業者への周知徹底について
 

通水・作付により下流の津波被災地に二次災害を与える恐れのある水田や排水路、パイプラインへの被害により23年水稻作付が懸念される水田が多くみられる。ついては、懸念の解消に努め

域として消滅さえ危惧される危機的状況に直面している。瓦礫や泥の撤去とともに種苗確保等、ハウス施設再建に向けて特段の支援を行なうこと。

### (3) 畜産支援について

津波被害による畜舎の損壊、家畜の死亡により畜産經營は再建が極めて困難な状況にある。

死亡家畜の補償をはじめ経営再建に向けた各種支援を早期に行なうこと。

### (4) 園場整備地域での償還金免除、猶予措置について

震災被害を受けた園場整備地域については、償還金免除または猶予措置を講じること。

また、これらの地域での復旧は、水田機能の復元を前提としたものとすること。

### (5) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の弾力的運用について

農林水産業共同利用施設災害復旧事業に關し、対象となる施設所有者、対象施設等に実態に応じた追加を行う等弾力的対応を行うこと。

### (6) 災害復興事業の創設について

被災した個人農業者についても対象とし、また、トラクター、自脱コンバイン、園芸温室等復興に必要な施設を補助対象とするなどの災害復興事業を創設すること。

### (7) JA運営の共同利用施設の早期復旧について

農業者が共同で利用するJA運営の施設が大きな被害を受けている。これらの早期の復旧に向けた支援を行うこと。

るとともに作付の可否について速やかに確認を行なうとともに、その結果について該当農業者に周知徹底すること。

(2) 米の生産数量目標の調整にともなう支援対策について

県内の水田が広範囲にわたり作付不能となったことから、地域間調整による米の生産数量目標の補正を行なうこととしているが、これらの実務にあたり補正事務手続きの簡素化や経費助成など必要な支援を講じること。

(3) 津波で被害を受けた農業関連施設の早期復旧について

応急対策により、2・3年産米の作付が可能な被害水田については、用排水路・パイプライン等の農業生産基盤の早期復旧を図ること。

(4) 津波で被害を受けた農業関連施設の早期復旧について

応急対策により、2・3年産米の作付が可能な被害水田については、用排水路・パイプライン等の農業生産基盤の早期復旧を図ること。

4. 農業者戸別所得補償制度における作付不能水田等の特例措置について

農家が計画していた戦略作物等の収穫・作付が津波等の被害により物理的にできない場合においても、転作したこととみなし、以下の特例措置を講じること。

① 水田活用の所得補償交付金（產地資金含む）の交付

② 畑作物の所得補償交付金の「營農継続支払い」の交付  
また、主食用米作付け予定地においても戸別所得補償制度の趣旨から「營農継続支払い」の特例的適用を行うこと。

5. 生産販売対策について

(1) 家畜市場の早期開市による市場流通の確保について  
地震被害により、家畜市場の閉鎖が続いている。農家は市場出荷できない状況にある。早期の開市による市場流通の確保を図ること。  
また、この間出荷できないことによって生じた生産者の損害を補償すること。

(2) 廃棄生乳に対する補償の実施について

地震被害による停電等により乳業メーカーは集乳出来ない状態が続いたことから、酪農家は、やむなく搾乳のうえ廃棄せざるを得ない場合に

得なかつた実態であり、廃棄した生乳に対する補償に万全を期すこと。

(3) 畜産飼料の確保について

畜産飼料は総体の物量はほぼ確保されつつあるが、畜種別専用飼料の供給はまだ不十分であり、畜産物の生存や品質に大きな影響を及ぼしかねない状況にある。については、飼料工場の損傷被害の早期復旧支援を行なう等畜産飼料の確保に万全を期すこと。

(4) 被災農地での栽培技術指導について

被災農地のうち作物の作付が可能な農地については、栽培上の留意点等技術指導の徹底を図ること。

6. 農業共済金について

(1) 農業共済金の早期支払いについて

既作付けの農作物および園芸施設などの今回の災害に対する「農業共済」については、損害評価を迅速かつ適正に行い、農業共済金の早期支払いを実施するよう指導すること。

(2) 塩害地域における農業共済の引き受けについて

浸水農地においては、塩害の影響により農業共済引受対象外となることが懸念される。については、除塩対策を実施し作付可能となつた水田においては、農業共済の引受対象となるよう配慮すること。

7. JA農業倉庫保管米に対する補償支援について

J A等が農業倉庫で集荷・保管していた21～22年産米が、津波により流失したり、浸水により販売できなくなったりしているほか、はい崩れにより乱袋が発生している。これらは「農家から販売委託された米穀」であり、被害総額が数億円～10億円規模と想定され、生産者被害が甚大となることが懸念される。については、この被害に対し農家救済の観点から支援を行うこと。  
あわせて、浸水により販売できなくなった米について、被災ゴミとして処理すること。産業廃棄物として処理せざるを得ない場合は、処理費用についても支援を行うこと。

8. 農業災害対策資金の早期融資について

被災農家の経営再建に向けて、「農業災害対策資金」の円滑な対応に努めること。また、JAが「つなぎ資金」を融資したときも、乗り換えができるようになります。また、被災農家への生活資金についても同様の対応策を行うこと。

9. 被災農家に対する雇用の確保について

津波により農業生産資財を失った被災農家は、収入の途を断たれ、またその見込みも失っている。したがって、何らかの収入源が必要であり、当面の雇用の確保のための支援を行うこと。

10. JA施設の早期復旧支援について

今回の地震・津波被害により本支店が冠水、倒壊するなど、共同利用施設以外のJA施設にも甚大な被害が生じている。JAは地域のライフラインとして地域に貢献することをめざしており、JA施設の早期復旧に対し支援を行うこと。

1 農業用施設、農地（瓦礫除去、除塩対策含み）の災害復旧事業の全額国庫負担

2 地震、津波による作付け不能農地に係る土地については賦課金徴収が困難となるため土地改良区への賦課金分の全額補助

3 農業農村整備事業償還金残額の全額免除

以上

平成23年4月26日

河南矢本土地改良区  
理事長 佐藤 勝也  
[印]

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害を被った地域に対しての、復旧復興のため下記事項について要望します。



